

協議第 6 号

署・所の管轄区域について（調整項目第 10 号）

署・所の管轄区域について、次のように提案する。

署・所の管轄区域は、現行のまま広域消防に引き継ぐものとする。

平成 23 年 2 月 16 日提出

宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会

会 長 久 保 田 后 子

平成 29 年 3 月 29 日 確認